

エコ・アイスグリーンラベル使用規定及び表示方法

2021年3月

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター

エコ・アイスグリーンラベル委員会

エコ・アイスグリーンラベル使用規定

エコ・アイスグリーンラベル使用規定

1. 目的

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターは、環境性に優れた蓄熱式ヒートポンプシステムの普及拡大に資するため、「エコ・アイスグリーンラベル」を制定するとともに、学識者で構成する「エコ・アイスグリーンラベル委員会」（以下、委員会という。）を設立のうえ、優れた機器として世の中に広く推奨していく基準（以下、認定基準という。）を設定する。また、メーカーから自主的な申請を募り、申請内容が認定基準に合致しているかを委員会にて審査・認定する。

認定を受けたメーカーは、認定された機器のカタログ・梱包材等に当該ラベルを表示することができる。以上により、環境性に優れた機器の普及拡大、地球環境保全に資することを目的とする。

2. ラベルの所有権

1. ラベルに関する一切の権限は、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（以下、ラベル事務局）に属するものとする。
2. ラベルは無断で使用、又は無断で印刷することはできない。
3. ラベルの使用に係る権限を他の者に譲渡することはできない。

3. ラベルの構成要素

1. エコ・アイスグリーンマーク
2. 認定年度（西暦）／認定された年度及び使用有効期間を示す
3. エコ・アイスグリーンラベル認定品／エコ・アイスグリーンラベル認定品であることを示す

4. ラベル使用の基準

1. ラベルは、エコ・アイス（氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナ）の能力が以下の基準を満足することを表示するために使用することができる。

【基準】（2021年度）

- ① 氷蓄熱槽を有していること
 - ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
 - ③ 日量成績係数は、
 - i) 氷蓄熱ユニットは2.5以上
 - ii) 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナの標準ピークシフト型※は3.3以上
 - iii) その他の氷蓄熱パッケージエアコンディショナは2.5以上
- ※標準ピークシフト型とは、消費電力のピークシフト率が30%程度の冷媒過冷却方式とする。

2. 上記1【基準】は、委員会に於いて年度毎、見直しを行うこととする。

エコ・アイスグリーンラベル使用規定

5. ラベル使用の基準に係る成績係数等の算出

1. 日量成績係数の算出方法は、以下の通りによる。昼間熱源機運転時間は10時間とする。日量成績係数の計算は、少数点第2位を四捨五入として、有効数字は小数点第1位とする。

(1) 氷蓄熱ユニット

① 「日量成績係数」は、以下の算定式による。

$$\text{日量成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kWh)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kWh)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kWh)}}$$

② 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7°Cで、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。

③ 「定格蓄熱消費電力量」とは、表1に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

④ 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、表1に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

(2) 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナ

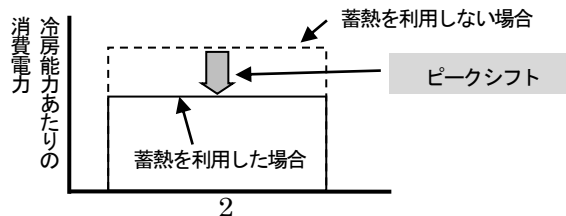
① 「日量成績係数」は、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値とする。

② 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、表2に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

③ 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び表2に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

2. ピークシフト率 (%) の算出方法は、以下の算定式による。

$$\text{ピークシフト率 (\%)} = \left(1 - \frac{\text{蓄熱を利用した場合の冷房能力 (kW) あたりの消費電力 (kW)}}{\text{蓄熱を利用しない場合の冷房能力 (kW) あたりの消費電力 (kW)}} \right) \times 100\%$$



エコ・アイスグリーンラベル使用規定

(1) 「蓄熱を利用した場合の冷房能力(kW)あたりの消費電力(kW)」は、以下の算定式による。

$$\text{蓄熱を利用した場合の冷房能力(kW)あたりの消費電力(kW)} = \frac{\text{定格蓄熱利用冷房消費電力(kW)}}{\text{定格蓄熱利用冷房能力(kW)}}$$

- ① 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房能力条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する（単位時間当たりの）熱量をkWで表したものをいう。
- ② 「定格蓄熱利用冷房消費電力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房能力条件で、主として蓄熱を利用して冷房運転したときに消費する電力をkWで表したものをいう。

(2) 「蓄熱を利用しない場合の冷房能力(kW)あたりの消費電力(kW)」は、以下の算定式による。

$$\text{蓄熱を利用しない場合の冷房能力(kW)あたりの消費電力(kW)} = \frac{\text{定格蓄熱非利用冷房消費電力(kW)}}{\text{定格蓄熱非利用冷房能力(kW)}}$$

- ① 「定格蓄熱非利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房能力条件で、蓄熱を利用しないで、室内から除去する（単位時間当たりの）熱量をkWで表したものをいう。
- ② 「定格蓄熱非利用冷房消費電力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナが表2に規定された一定の定格冷房能力条件で、蓄熱を利用しないで、冷房運転する時に消費する電力をkWで表したものをいう。

表1 温度条件 単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷房	35	—
	定格冷房蓄熱	25	—

表2 温度条件 単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

3. 特に記載の無い事項については、一般社団法人日本冷凍空調工業会標準規格 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナ JRA4053：2007に準ずる。

6. ラベル使用の申請

1. ラベル使用を希望する者は、別紙様式1号により、委員会宛に申請書を提出する。
2. 申請書は、ラベル使用を申請する対象品目の製造にあたり、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守するとともに、その性能及び品質、安全性が関係する法規、基準、規格等に合致するようにしなければならない。

7. ラベル使用の審査及び認定

1. ラベル使用の審査・認定は、必要に応じて随時行う。
2. 委員会は、認定を受ける1ヶ月前迄に申請されたものを対象として審査を行う。必要に応じて、申請者に対し資料等の追加提出を求める場合がある。この場合には、その資料が全て準備され受理された日を申請日として審査を行う。
3. ラベル事務局は、委員会の承認を受けたのち、ラベルの使用を認定する旨を別紙様式2号により申請者に通知する。

8. ラベルの使用方法

1. ラベルは、認定を受けた者（以下「使用者」という。）が認定の内容に基づいて使用する場合以外には使用を認めない。
2. 使用者は、認定製品への貼付の他、梱包材等にラベルを表示することができる。
3. 使用者は、認定製品を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等にラベルを表示することができる。
但し、同一の印刷物の中に認定機種と認定を受けていない機種が混在する場合は、ラベル使用認定を受けた製品とそれ以外を明確に区分する表示をしなければならない。

9. ラベルの使用有効期間

認定された機器へのラベルの有効期間は認定年度内に限り有効とする。
但し、認定年度内に製造された機器または印刷したカタログ等の印刷物はこの限りで無い。

10. ラベルの使用料

1. ラベルの使用料は有料とし、その金額は委員会が別途定める。
2. ラベル使用決定の通知を受けた使用者は、遅滞なく使用料をラベル事務局に支払うものとする。
3. ラベルの使用に当たり、使用者側の事由により、使用期間の途中でラベル使用を中止した場合には、既納の使用料の返還は行なわないものとする。

11. ラベル使用者名等の表示

ラベル使用認定を受けた商品の広告・宣伝に際しては、可能な範囲でラベルの趣旨を紹介すること等により、エコ・アイスに対する消費者の理解を深めるものとする。

12. ラベル使用認定の取消等

1. 申請者の記載内容に虚偽があった場合等、ラベルが不正に使用された場合は、委員会は使用者に対し是正を求める警告を行う。
2. 使用者が上記 1. の警告に応じない場合は、認定の取消その他必要な措置をとるとともに、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター機関誌・ホームページ等で告知する。
3. ラベル認定が取り消された時は、使用期間中であっても、認定取り消しの日からラベルを使用することはできない。

13. 使用規定の変更

1. 使用規定は必要に応じて変更できるものとする。
2. 使用規定の変更は、委員会に諮って行うものとする。
3. 使用規定を変更した場合は、ラベル事務局は関係者に通知する。

14. その他

1. 委員会のメンバーは、学識者、電力会社、一般社団法人日本冷凍空調工業会等で構成する。
2. ラベルの事務局は、ラベル使用を認定した製品をホームページ等で積極的にPRする。
3. 委員会は、ラベルの適切な使用に関する必要事項を別途定めることとする。
4. 本使用規定は、2021年4月1日より適用する。

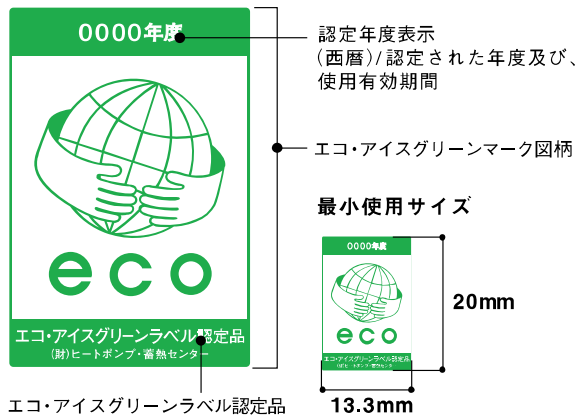
エコ・アイスグリーンラベル表示方法

1. ラベルの図柄

エコ・アイスグリーンラベルは、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから発信する上で信頼、イメージに関わる最も重要な要素である。視覚的なコミュニケーション活動の場において、常に統一的、効果的に使用する。従って、決められた使用方法に準じない配置、変形、配色では決して使用しない。

1. ラベルのデザイン等は下記に定める通りとする。
2. ラベルのデザイン及び標語を変更することはできない。
3. ラベルと誤認され、又は誤認される恐れのある類似ラベルを使用することはできない。

■エコ・アイスグリーンラベル



■エコ・アイスグリーンマーク (PR 用)




エコ・アイスグリーンラベル認知度向上の為、上記のマークの使用を認める。ラベル認知度向上の為、ラベル構成要素の内、エコ・アイスグリーンマークをPRマークとして、名刺などでの使用を認めることとする。

※使用に当たっては、エコ・アイスグリーンラベル（左右：天地=1：1.5）エコ・アイスグリーンマーク（PR用）（左右：天地=1：1.3）の左右、天地の比率および最小サイズを厳守する。


2. 表示色

ラベルカラーは、安心、信頼、のイメージを統一にする上で、大変効果的な意味を持つ要素である。カラー表示に際しては、使用目的により、次頁の背景色上の注意を参照し、必ず色校正で確認し、忠実な色の再現をする。

カラー表示

	三属性 (マンセル値)	1. 3G6/12. 4
	分解色 (近似値)	C75 M0 Y90 K0
	指定色	DIC172 17版

モノクロ表示

	三属性 (マンセル値)	N. 1. 5
	分解色 (近似値)	K100
	指定色	-

備考 三属性は、JIS Z 8721による。

なお、PRマークであるエコ・アイスグリーンマークにおいても上表の表示色を同様に使い分けるとする。

エコ・アイスグリーンラベル表示方法

3. ラベルの使用有効期間

認定された機器へのラベル使用期間は、認定年度内に限り有効とする。

4. 背景色上の注意

ラベルの使用に当たっては右表を参照し、バックの地色により表示色を使い分けるものとする。
ラベルの使用に当たっては、不当表示防止法、その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に誤解を与えるような表示・表現はできない。

なお、PR マークであるエコ・アイスグリーンマークにおいても同様。

やむを得ず、禁止されている背景色に表示をする場合は、モノクロ表示をしてください。



しろヌキ表示 不可



モノクロ表示 可



明るい無彩色の背景 可



淡い背景(同系色) 可



淡い背景(暖色系) 可



淡い背景(寒色系) 可



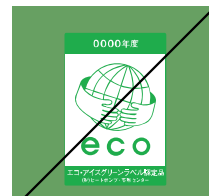
無彩色の背景 可



中明度の背景(暖色系) 可



中明度の背景(寒色系) 可



中明度の背景(同系色) 不可



同系色で識別可能な背景 可



濃い同系色の背景 不可



濃い背景(暖色系) 不可



濃い背景(寒色系) 可

エコ・アイスグリーンラベル表示方法

■アイソレーション

アイソレーションとは、シンボルマーク等の独自性を保つ為の保護領域である。おもに、印刷物を制作する上で他の要素（文字、地紋、写真など）を近づけない領域であり、紙辺からの距離や位置を示すものではない。

なお、PR マークであるエコ・アイスグリーンマークにおいても同様。

